

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方に対して交付しています。

取得の流れ

- 1 医師に診断書(初診日から6か月以上経過した時点のもの。診断書の様式は市役所福祉課にあります。)を作成してもらい、その診断書を提出し市役所福祉課へ申請(その際、個人番号(マイナンバー)を確認させていただきます。)
 - ※精神障がいを事由とする障害年金を受給されている場合は診断書が不要となりますが年金証書の写し、または直近の年金振込通知書の写しが必要になります。
- 2 愛知県で審査
- 3 手帳発行(申請から2~3か月ほどで結果が出ます。)
 - ※有効期限は2年です。



※手帳の認定には審査や判定テストがあり、結果によっては該当にならない場合があります。

手帳を取得した場合の割引や助成

「障がい者手帳」を取得すると、さまざまな手当やサービスを受けることができます。それらの多くは手帳の種類や等級によって異なります。

割引や助成の一例

- 所得税、市県民税の所得控除
- 自動車税の減免、鉄道・バス・タクシーの割引
- 医療費の助成
- 心身障がい者扶助料、給付金の支給
- 補装具・日常生活用具費の助成
- 施設の入所・通所など各種福祉サービスの利用
- NHK受信料の免除



詳細については各機関にお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

問 市役所福祉課(内線 163・164)

手帳制度について

HP <http://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000308/1000323/1000324/index.html>

知っていますか?

障がい者手帳の申請のしかた

身体や知的または精神に障がいのある方が、さまざまな割引や助成などを受けるためには、「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の交付が必要です。

今回は手帳を取得するための手続きや助成について紹介します。



身体障がい者手帳

病気やけがによって身体(上下肢・体幹・視覚・聴覚・音声言語・心臓・腎臓・呼吸器・直腸・肝臓・免疫)の機能が著しく制限され、日常生活に支障を来し、回復の可能性が極めて低いと判断された方に対して交付しています。

※ある病気になったから交付されるというものではありません。

取得の流れ

- 1 県から指定された指定医のいる病院・診療所で診断が必要です。(指定医でなければ診断書を作成できません。指定医かどうかは市役所福祉課にお問い合わせください。)
- 2 指定医が手帳交付の対象に該当すると判断した場合、専用の診断書を作成してもらい、その診断書と写真を市役所福祉課へ提出し申請してください。(その際、個人番号(マイナンバー)を確認させていただきます。)
- 3 愛知県で審査
- 4 手帳発行(申請から約2か月で結果が出ます。)



療育手帳

知的機能の障がいがおおむね18歳までの発達期にあらわれ、日常生活に支障を来し、特別な援助を必要とする方に対して交付しています。

※発達期以降に何らかの原因で能力が低下した場合は該当になりません。

※目安としてIQ(知能指数)75以下の人が該当します。

取得の流れ

- 1 学校や施設、病院などで手帳取得の勧め
- 2 児童・障害者相談センターで判定
- 3 市役所福祉課へ写真を持参し申請
- 4 手帳発行

